

## [事案 2020-121] 転換契約無効等請求

・令和3年2月8日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人による説明が不十分であったことを理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和51年12月に契約した養老保険について、昭和63年5月に終身保険に転換し、平成7年12月に医療保険および定期付終身保険に転換し、その後医療保険は、平成17年12月、平成27年12月に更新したが、以下等の理由により、契約転換を無効にして転換前契約に戻し、既払込保険料を返還してほしい。このほか、昭和52年7月、同年8月、昭和57年9月に貯蓄保険を契約したが、これらの契約について、こども学資保険給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約時および転換時に、募集人から詳しく説明を受けていない。
- (2) 胃潰瘍、胃がん、アキレス腱断裂により入院し手術を受けたので給付金を請求したところ、不支払いとなった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) いずれの申込みも、募集人は十分な説明を行い、申立人は理解し納得のうえで手続きしている。
- (2) 申立人は、こども学資保険給付金の支払いを求めているが、学資保険は契約しておらず、類似する契約として、昭和52年7月、同年8月、昭和57年9月に貯蓄保険を契約していたが、いずれも満期を迎え消滅している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時、転換時、更新時の状況等ならびに和解を相当とする事情の有無を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等を理由とした転換の無効等は認められず、また、こども学資保険給付金の支払いも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。